

ラオスにおける公開会社に対する通知について

2024年7月27日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2023年3月30日から「改正会社法（No.33）（以下、「改正会社法」）」が施行されています（詳細は[ニュースレター](#)をご参照下さい）。今回、商工業省企業登録局（以下、「当局」）は、会社法が改正される前に公開会社として登記した会社のマネージング・ダイレクターに対して、「改正会社法に準じた事業活動



（No311）に関する通知」を2024年6月25日付で発行しました。通知の内容を解説いたします。なお、公開会社については、2023年6月21日付の弊所[ニュースレター](#)で、改正点を解説しています。

2. 改正会社法第180条について

改正会社法第180条は、「公開会社の株主の数に関する原則」について規定しています。

<改正会社法第180条>

公開会社は、株主兼発起人が少なくとも3人及び会社登記日から監査人を必要とする。

株主が3人未満になった場合及び/又は証券取引所を通して資金を調達する目的がない場合、別の会社の形態へ変更するか、又は改正会社法第5編第2章（第165条から第170条）に従って会社を解散及び清算する必要がある。

上記規定を確実に実施するために、当局は、すべての既存の公開会社に対して、以下のいずれかの手続きをとるように通知しています。

（1）証券取引所を通して資金を調達する目的がない公開会社

- ・企業登録書の発行元に出向き、別の会社の形態へ変更する手続きを行う

又は

- ・企業登録書の発行元に出向き、改正会社法に従い、会社を解散及び清算手続きを行う

（2）証券取引所を通して資金を調達する目的がある公開会社

- ・Lao Security Commission の事務所（Phonsaart Village, Saysettha District, Vientiane Capital）へ出向き、証券取引に関する法令に従い、資金を調達する手続きを行う

3. 手続き実施期限について

既存の公開会社は、上記（１）又は（２）のどちらかの手続きを、同通知が当局のウェブサイト (<http://www.ned.moic.gov.la>) に掲載されてから 60 日以内に実施する必要があります。60 日を過ぎても当局へ出向かない会社は、関連法令に基づき、行政処分の対象となります。なお、同通知は 2024 年 6 月 25 日に発行されていますが、ウェブサイトへはいつ掲載されたのかは、不明な状態ですので、ご留意下さい。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。